

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年9月9日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400450号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500040号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和29年4月10日、喪失年月日を昭和30年3月21日に訂正し、昭和29年4月から昭和30年2月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

昭和29年4月10日から昭和30年3月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和29年4月10日から昭和30年3月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和29年4月10日から昭和30年3月21日まで

亡父(訂正請求記録の対象者)は、昭和25年4月1日にA社に入社し、昭和59年3月6日まで同社に勤務したが、年金記録では、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

しかし、訂正請求記録の対象者は、休職、停職、出向等することなく、請求期間も継続してA社に勤務していたので、当該期間を同社(本社)における厚生年金保険被保険者期間となるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録並びにA社の同僚の回答及び陳述から判断すると、訂正請求記録の対象者は請求期間において、同社に継続して勤務(昭和29年4月10日にA社C事業所から同社(本社)に異動)し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる訂正請求記録の対象者の昭和29年3月の記録及び日本年金機構の回答から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明と回答しているが、仮に、事業主から訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険出張所(当時)が当該各届出について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該各届は提出されておらず、その結果、社会保険出張所は、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2500179 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2500041 号

第 1 結論

請求者の A 社における令和 2 年 4 月 24 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

令和 2 年 4 月 24 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和 2 年 4 月 24 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 2 年 4 月 24 日

A 社から支払われた請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額と記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金給付に反映される標準賞与額として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳、給与所得に対する源泉徴収簿及び期間賞与に係る通知書により、請求者は、同社から請求期間に標準賞与額の上限である 150 万円を超える賞与の支払を受け、当該賞与から標準賞与額 150 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。